関東地方整備局管内の流域治水プロジェクト（１級水系）

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

資料－１

渡良瀬川流域治水プロジェクト
渡良瀬川流域治水協議会

鬼怒川流域治水プロジェクト
鬼怒川・小貝川上流流域治水協議会
鬼怒川・小貝川下流流域治水協議会

小貝川流域治水プロジェクト

那珂川水系流域治水プロジェクト
久慈川・那珂川流域治水協議会

久慈川水系流域治水プロジェクト

利根川・江戸川流域治水プロジェクト
利根川上流流域治水協議会
利根川下流流域治水協議会
江戸川流域治水協議会
烏川・神流川流域治水協議会

プロジェクト数：13
協議会数：16

荒川水系流域治水プロジェクト
荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会
荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会

霞ヶ浦流域治水プロジェクト
霞ヶ浦流域治水協議会

富士川水系流域治水プロジェクト
富士川流域治水協議会

中川・綾瀬川流域治水プロジェクト
中川・綾瀬川流域治水協議会

相模川水系流域治水プロジェクト
相模川流域治水協議会

鶴見川水系流域治水プロジェクト
鶴見川流域水協議会

多摩川水系流域治水プロジェクト
多摩川流域協議会



流域治水オフィシャルサポーター制度について

国土交通省

○あらゆる関係者の協働により、流域治水に資する取組を促進し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するため、流域治水オフィシャルサポーター制度を令和５年度に創設。

○令和８年5月22日時点で186の企業・団体等を流域治水オフィシャルサポーターとして認定。

○流域治水の推進に取り組む企業等をオフィシャルサポーターとして認定し、その取組を国土交通省のウェブサイト等で紹介するほか、企業等の活動において、オフィシャルサポーターである旨を明記することが可能。

流域治水オフィシャルサポーターの活動例

企業WEBページでの周知活動



イベント時のチラシ配布/パネル展示



災害協定締結・防災活動協賛



▲民間企業との災害協定



▲防災活動（ｾﾆｱｶｰ活用）

社内研修/セミナー開催



貯留施設設置



▲地下雨水貯留施設

交流会開催



※令和６年度認定企業の活動実績・企業WEBページより作成

→関東ブロックにおいても、流域治水協議会への参画や流域治水の行政担当者会議で取組を発表いただくなど流域治水オフィシャルサポーターと連携しながら流域治水を推進している。

流域治水オフィシャルサポーターの一覧 （令和8年5月22日時点）

国土交通省



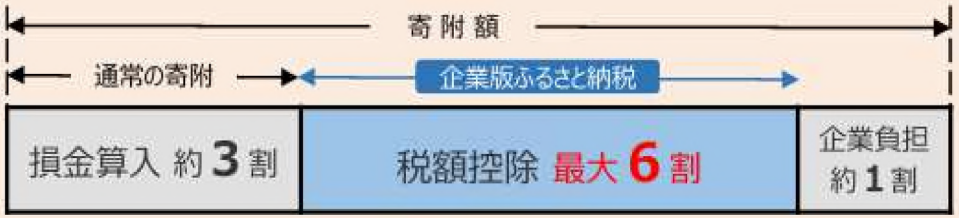
企業版ふるさと納税

- 地方創生の充実強化に向け、**民の力を活用し、地方への資金の流れを生み出す目的で創設**（H28年度～）
- 地方創生の取組に対して企業が寄附した場合、法人関係税を税額控除**（最大約９割の軽減効果）**
 ※地方公共団体が地方版総合戦略を基に地域再生計画を策定する必要あり
- 企業の人材を地方公共団体等に派遣し、人件費分の寄附を合わせて行うことで**「人材派遣型」**としても活用可能

ポイント

- ✓ 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**(※)
- ✓ **本社が所在する地方公共団体**への寄附は対象外
- ✓ 10万円以上の寄附が対象

※ 地方公共団体のHP・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約等は可能（Q&A等参照）



例）1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減！

＜税額控除について＞
法人住民税：寄附額の４割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
法　人　税：法人住民税で４割に達しない場合、その残額を税額控除
ただし、寄附額の１割を限度（法人税額の５%が上限）
法人事業税：寄附額の２割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）
＜対象外団体について＞
東京都及び市区町村のうち地方交付税の不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は本制度の対象外

企業のメリット

- ◆ 社会貢献を通じたイメージアップ（企業としてのPR効果）
- ◆ 地域資源を生かした新しい事業の展開　等


援農ボランティアーツアーの実施
（青森県弘前市）


ロケット発射場や滑走路の整備など
航空宇宙産業の推進（北海道大樹町）

自治体のメリット

- ◆ 民間資金を活用した地方創生の取組の活性化
- ◆ 官民連携による企業とのパートナーシップの構築　等

活用実績

寄　附　額：**631.4億円**（R6実績・前年比34%増）
寄附企業：**8,464社**（R6実績・前年比10%増）
計画策定自治体：**1,613団体**（R8.4.1時点）

＜制度詳細＞　内閣府地方創生推進事務局 企業版ふるさと納税ポータルサイト（https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html）

企業版ふるさと納税を活用した流域治水の推進の事例 （各自治体HPより抜粋）

国土交通省

企業版ふるさと納税活用の流れ

①地域再生計画へ流域治水事業を位置づけ
↓
②企業へPR（本省からオフィサポへPR）
↓
③寄附受入（基金設立の事例あり）
↓
④流域治水対策を実施



（宮城県大崎市）



（長野県）





（茨城県）



（佐賀県武雄市）



（福岡県うきは市）

企業版　ふるさと納税の取組事例（茨城県）

○ 企業版ふるさと納税による寄附を活用し、「流域治水」について県民の皆様や民間事業者様に広く認知してもらうための普及啓発として、県内の小学校に雨水貯留タンクを設置、贈呈しました。贈呈式では流域治水の講義を行い、その様子を地元新聞に取り上げていただくなど、流域治水のPRに繋がっています。

○ 令和７年度実績：2,834,330円　雨水貯留タンク設置（県内の小学校３校）





タンク贈呈式・「流域治水」講義

01 特定都市河川制度を活用した流域治水の推進（貯留機能保全区域の指定推進）

新規予算制度

○著しい浸水被害が想定される流域では、水害リスクを踏まえた土地利用を促進して保水・遊水機能を保全するため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定等の取組を推進することが重要。

○土地所有者等の負担を緩和・軽減するなど、貯留機能保全区域の指定促進のための支援制度を拡充し、区域指定等に係る合意形成の促進を図る。

特定都市河川制度の運用

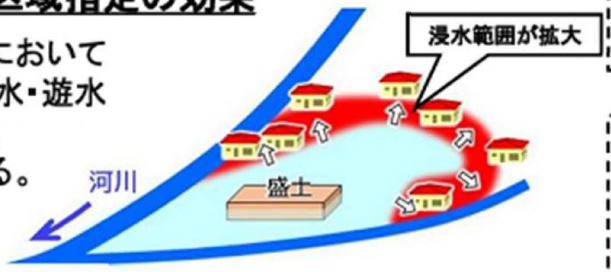
➢ 特定都市河川の指定河川数は、法改正以降に約６倍へ増加

➢ 一方、**貯留機能保全区域の指定は３地区にとどまっている**



区域指定の効果

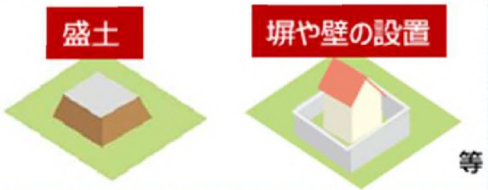
過去から地域社会において保全されてきた、保水・遊水機能のある低地が、近年失われつつある。



（貯留機能保全区域）

土地所有者の同意の上、都道府県知事等が指定

貯留機能保全区域内において、届出が必要となる行為



等

貯留機能保全区域指定の際の課題

➢ 保水・遊水機能を発揮した際、区域外での浸水被害が軽減する一方で、**区域内には土砂堆積やゴミ流入等の課題が発生**

➢ **地域を支える機能を維持する負担が土地所有者等に偏っている**



《土地所有者に課される制約》
- 貯留機能を維持するための対応
- 盛土等の行為の届出義務

これまでの負担軽減等の措置
≪税制≫固定資産税等の減免に関する特例措置
≪予算≫地方公共団体が実施する区域内の排水施設整備等

新たな制度による対応

対象事業
事業名　：特定都市河川浸水被害対策推進事業（補助）
実施主体：都道府県等、国庫負担率：１／２等

拡充内容
貯留機能保全区域の指定を促進するため、区域内の土地所有者等の負担の緩和・軽減にも資する取組として、以下を補助対象に追加

○区域内に流入する塵芥や土砂等を捕捉する流入防止施設整備
○地方公共団体が管理する区域内施設の耐水性向上対策
○貯留機能保全区域の理解増進のための看板設置
・防災教育等の啓発活動　等


防災教育のイメージ

流域治水対策等の主な支援事業集

○流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議において、関係省庁が所管する流域治水に関する支援事業をわかりやすく自治体等へ周知するために令和3年度に「流域治水対策等の主な支援事業集」を策定。

○令和8年度の新規・拡充事項を反映させたものを流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議のウェブサイトへ掲載。

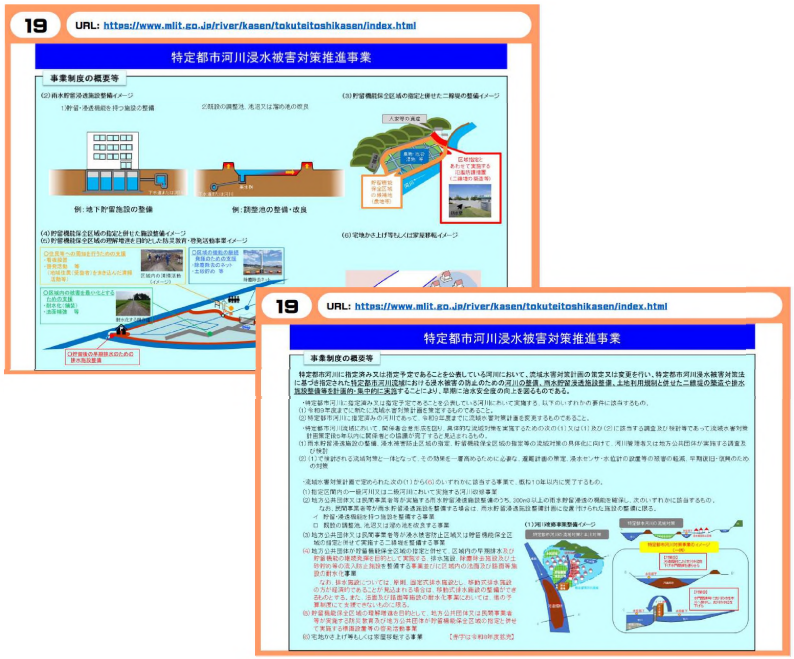
※流域治水対策等の主な支援事業集：https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/pdf/r8_ryuikitaisaku2.pdf

（主な新規・拡充事項）

・特定都市河川浸水被害対策推進事業（補助）の区域指定に係る支援制度の拡充（19）

・住宅市街地総合整備事業（水害対策型）の創設（61）







（問い合わせ先）

水管理・国土保全局　治水課

流域治水推進係長　児島（内線35685）

代表 03-5253-8111

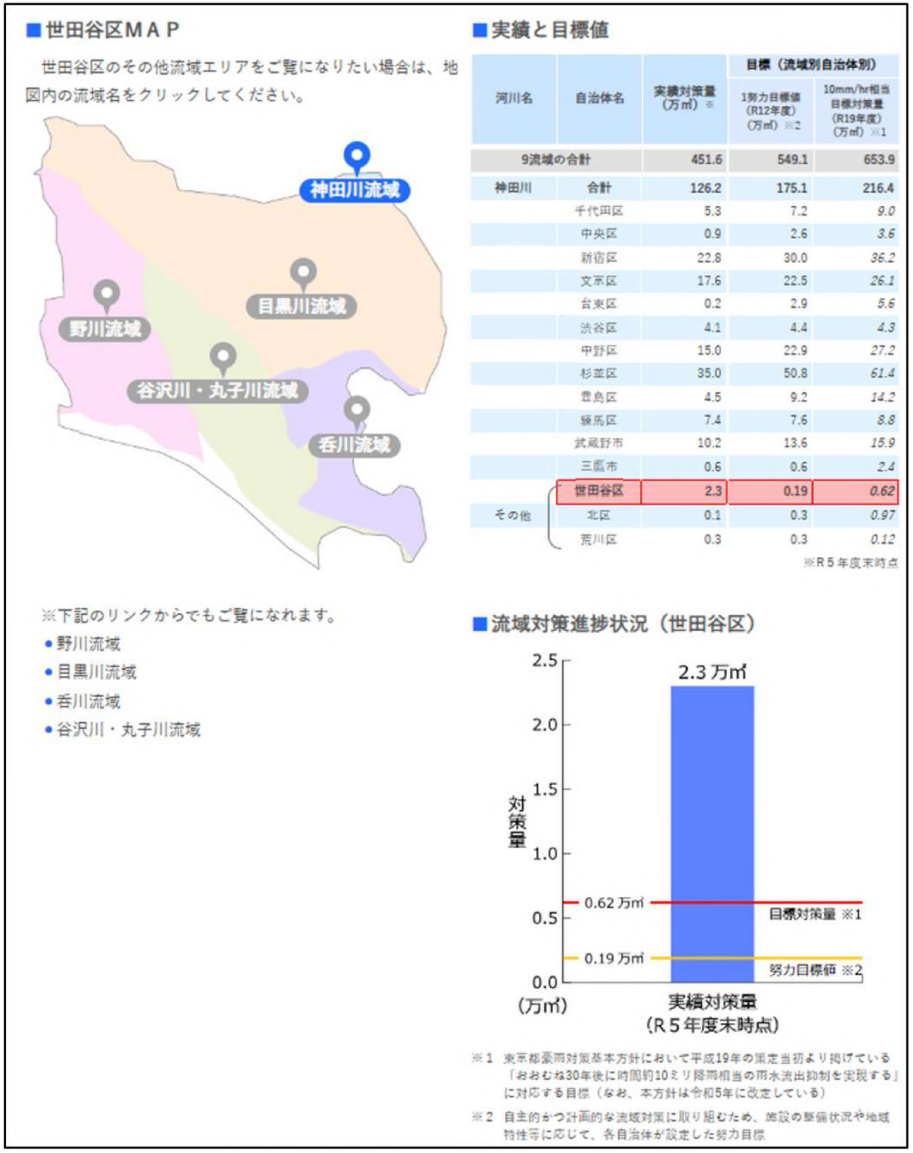
直通 03-5253-8452

流域治水の取組の「見える化」について

・流域治水を進める上では、行政、民間企業、流域団体、住民等、あらゆる主体による流域治水の普及啓発の取組を見える化し、水平展開することで、更なる取組を促進することが重要です。関東ブロックにおいて実施している見える化の取組事例をいくつかご紹介します。

＜東京都＞
流域対策の実績量について、毎年、全区市町村に調査をしたうえで取りまとめ、結果を東京都総合治水対策協議会のHPにて、流域毎・区市町村に目標対策量に対する実績対策量を表記





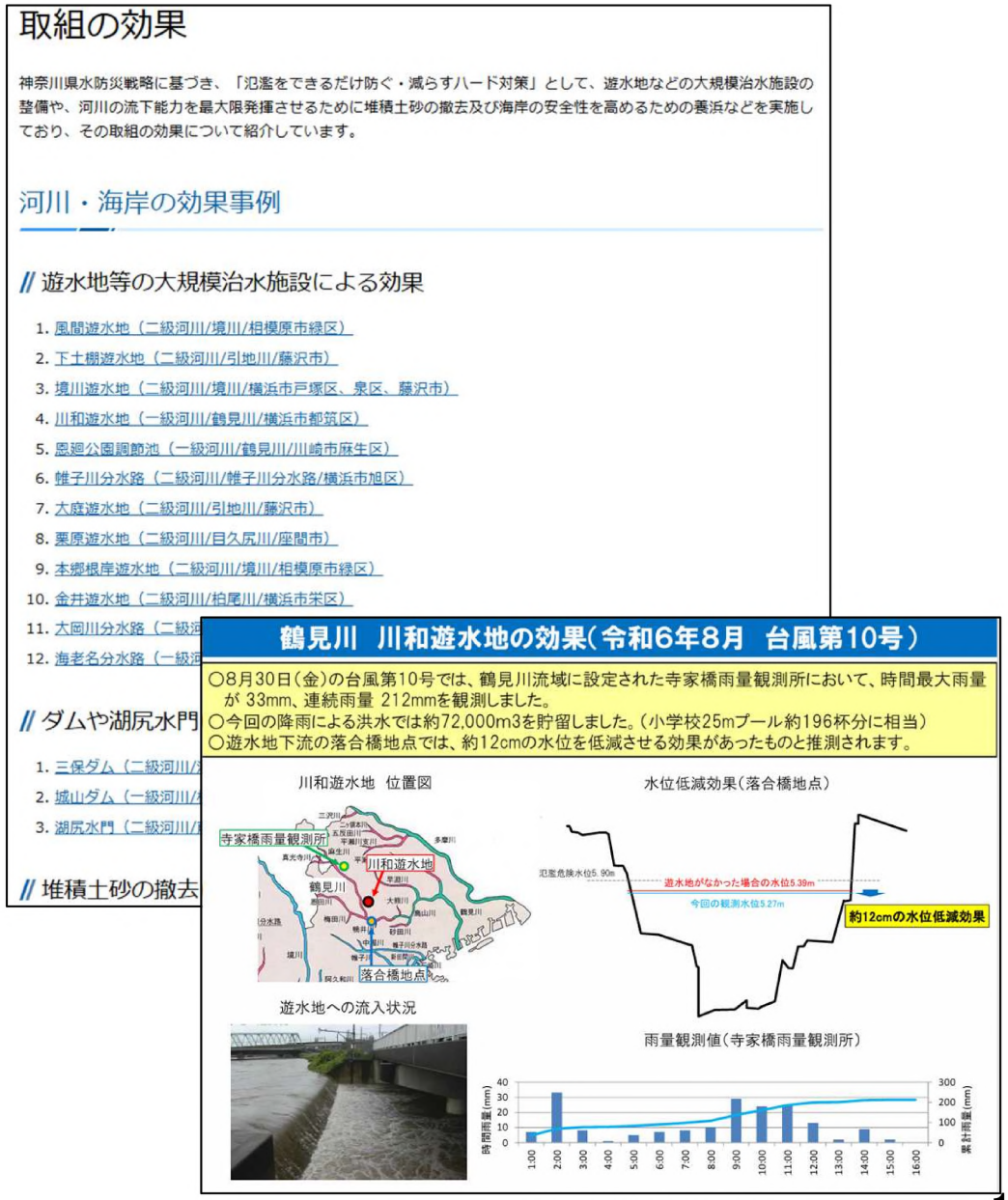
神田川流域（世田谷区）の目標と現状

流域治水の取組の「見える化」について

＜埼玉県羽生市＞
羽生市立羽生南小学校で校庭貯留施設を整備。約1300m3（25mプール約3杯分）の貯留が可能となり、小学校周辺の道路冠水被害の軽減につながった。
整備前後の道路冠水箇所を示した被害状況を県HPにて公開



＜神奈川県＞
河川整備による取組効果の見える化として、遊水地などの洪水調節施設や堆積土砂の撤去による水位低減効果を定量的に検証しHPで公表。



川和遊水地の事例